

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	札幌市病児・病後児保育事業業務
発注課	子) 支援制度担当部施設運営課
選定事業者	別表のとおり
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p> <input checked="" type="checkbox"/> 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 <input type="checkbox"/> 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第（ ）号 </p> <p> 【具体的事由】 当業務の受託にあたって、「札幌市病児・病後児保育事業実施要綱（案）」及び「札幌市病児・病後児保育事業事務取扱要領（案）」に規定する施設設備や実施場所等の要件を満たす必要がある。本要件の適合は、事業実施前に提出を求めている事前協議書により審査を行っているほか、厚生労働省「病児保育事業実施要綱」の留意事項に基づき、地方医師会（札幌市医師会）との意見交換を行ったうえでその適合を判断している。 令和6年度当初においては、これまでの事前協議において受託が可能と判断されている施設は、別表に記す7施設に限られる。 以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該7施設の事業者以外にはないと判断されるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により、当該事業者から見積書を徴して随意契約をすることが妥当である。 </p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決定日	令和6年2月20日